

未来っ子いきいき応援プラン

平成22年3月
京都府健康福祉部

目 次

<u>計画の改定にあたって</u>	
・計画改定の趣旨	1
・計画の期間	1
・計画の位置づけ	1
<u>子育てをめぐる現状と課題</u>	
・子育てをめぐる現状	2
1 少子化の動向	2
2 子どもをめぐる状況	4
3 家庭や就労を取り巻く状況	8
・子ども・子育て等をめぐる動向	11
・子育てをめぐる課題	12
<u>計画の基本理念・基本方向</u>	
・基本理念	13
・基本的視点	13
・基本方向	13
<u>子育て支援施策の体系</u>	
・子育て家庭を支援する環境づくり	14
・子育て支援に取り組む地域づくり	14
・子育て支援に関する意識づくり	15
<u>施策の推進</u>	
・子育て家庭を支援する環境づくり	
相談体制の充実及び拠点の整備	16
母子保健医療体制の充実等	18
児童虐待の防止等の推進	19
経済的負担の軽減	19
・子育て支援に取り組む地域づくり	
子育て支援の場の充実	20
子どもの健やかな成長の促進	21
子育て支援のための仕組みの整備の推進	22
安心・安全の確保	22
・子育て支援に関する意識づくり	
教育及び啓発	23
事業者による雇用環境の整備の促進	23
子育て支援に関する気運の醸成	24
<u>計画の目標</u>	25
<u>推進体制と計画の進行管理</u>	27
<u>参考資料</u>	
・取り組み経過	28
・未来っ子いきいき応援プラン(H17～H21)目標指標の達成状況	29
・未来っ子いきいき応援プラン検討経過	30
・京都府子育て支援条例	31

I 計画の改定にあたって

計画改定の趣旨

京都府では、平成19年7月に「京都府子育て支援条例」を制定し、同年12月に条例に基づく基本計画として「未来っ子いきいき応援プラン（アクションプラン）」（計画期間：～平成21年度末）を策定し、「子育て家庭を支援する環境づくり」「子育て支援に取り組む地域づくり」「子育て支援に関する意識づくり」を三本の柱として、社会全体で子育てを支援するための施策を総合的、計画的に推進し、子育て支援の充実強化に努めてきました。

また、働き続けること、子育てのために仕事をやめることの「二者択一」構造解決のため、多様な働き方・生活スタイルに対応した子育て支援や働き方・生活スタイルの見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を「車の両輪」として再構築し、進めていくことが求められていることから、平成20年12月、子育て支援の基本かつ重要な施策である多様な保育環境と放課後児童クラブについて、「未来っ子いきいき応援プラン」を一部改定し、その充実を図ってきたところです。

しかし、依然として少子化は進行し、世界的な経済状況の急速な低迷による雇用情勢の悪化など、生活への不安感が拡大しており、親子のふれあう時間の減少やネグレクトなどの児童虐待の増加、いじめや不登校の問題、さらには地域社会での連帯感の希薄化、ひきこもりをする者の年齢上昇等による家庭内暴力の社会問題化など、子どもを育む環境がめまぐるしく、また大きく変化してきています。

こうしたことから、「未来っ子いきいき応援プラン」の改定にあたっては、現行計画を基本としながらも、今後5年間に重点的に取り組む施策を位置づけ、次代を支える子どもたちが、家族や周りの人との絆を大切にできる人間性あふれた、優しくたくましく生きる力を兼ね備え、心身ともに健やかに成長できるよう、府民や、保育所・幼稚園・学校等の教育、医療機関、子育て支援団体、事業者、市町村その他関係機関などが連携・協働し、「子育て・子育て・親育ち」を社会全体で支援していく仕組みを作り、総合的・計画的に施策を推進していくこととします。

計画の期間

本計画は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とします。

計画の位置づけ

本計画は、京都府子育て支援条例に基づく基本計画です。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」及び「幼児教育振興に関する政策プログラム」、児童福祉法に基づく「保育に関する計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭等自立促進計画」としての性格も併せ持っています。

II 子育てをめぐる現状と課題

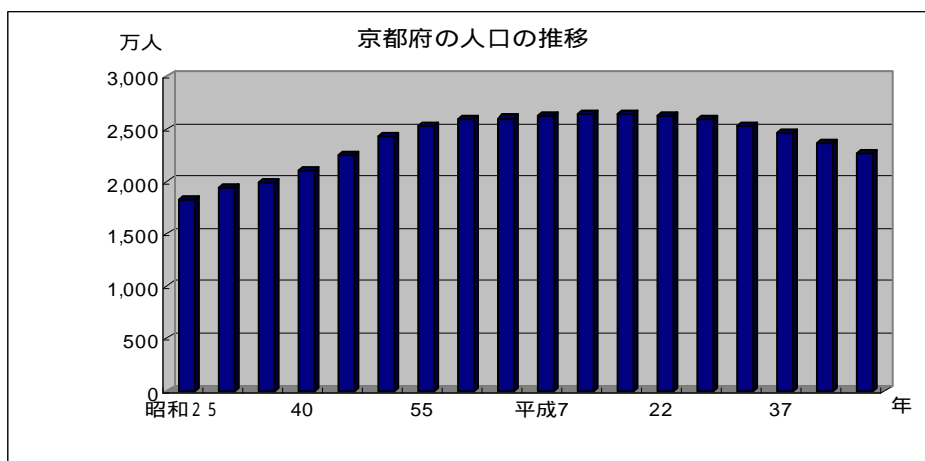
子育てをめぐる現状

1 少子化の動向

人口の推移

平成17年10月1日現在の我が国の総人口は、国勢調査によれば1億2,767万人でしたが、その後、長期の人口減少過程に入ると予測されています。

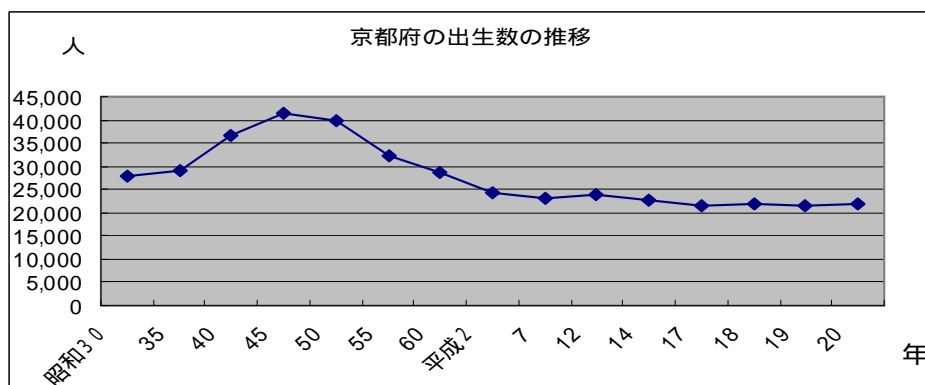
京都府においては、昭和40年以降、人口の急増が見られたものの、平成8年以降、横ばいの状況が続いています。平成17年の国勢調査では264万8千人でしたが、我が国全体の人口の推移と同様、今後は減少傾向に転じ、平成47年には227万4千人になると予想されています。



『日本の都道府県別将来推計人口』（平成19年5月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）
（平成17年以前は国勢調査（総務省））

出生の動向

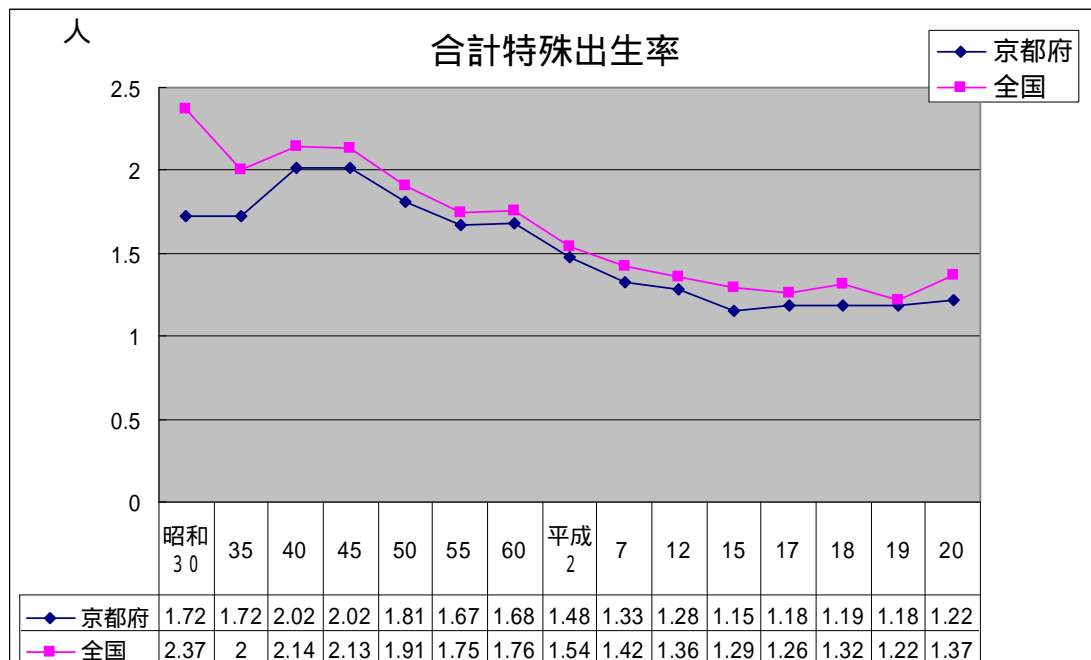
京都府内の出生の動向は、昭和47年をピークにほぼ一貫して減少傾向にあり、平成17年には府内全域の出生数が2万1,560人と昭和47年のほぼ半分となっています。平成18年は増加に転じましたが、その後、わずかな増減があったものの、依然として低い状況が続いています。



厚生労働省 「人口動態調査」

京都府における合計特殊出生率は、全国的な推移と同様の動きをしており、昭和60年頃から急速に低下し、平成2年には1.48となりました。その後も低下を続け、平成15年には1.15まで下がった後、平成19年は1.18、平成20年は1.22とやや増加したものの、全国平均の1.37を0.15ポイント下回っており、依然低い状況であります。

人口を維持するために必要といわれている2.07との差は、広がったままです。

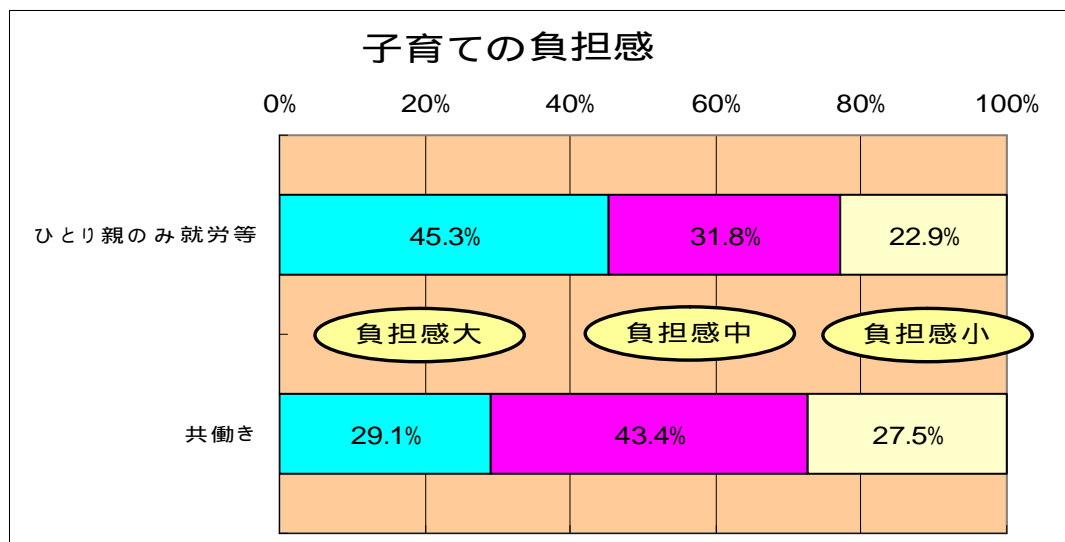


厚生労働省 「人口動態調査」

2 子どもをめぐる状況

子育ての不安感

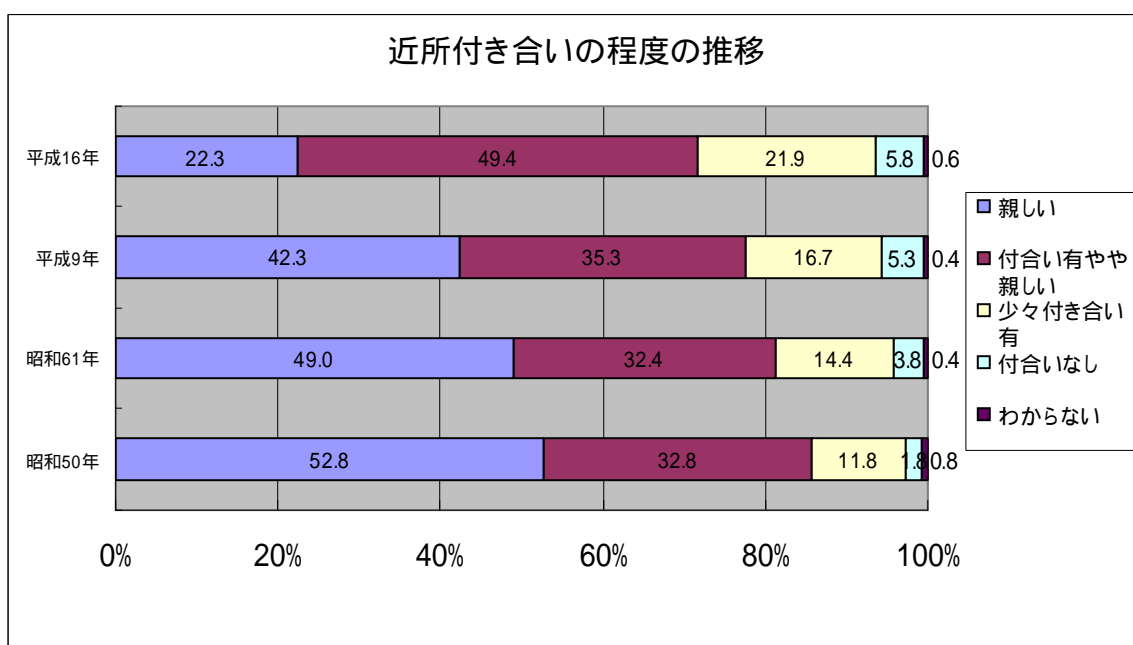
子育ての不安感は、専業主婦家庭の母親が、子育ての負担が大きいと感じる割合が高くなっていますが、共働き家庭の母親も「負担感大」、「負担感中」をあわせると72.5%と負担を感じる割合が高くなっています。



内閣府 少子化社会白書 平成19年版

地域社会における近所付き合いの変遷

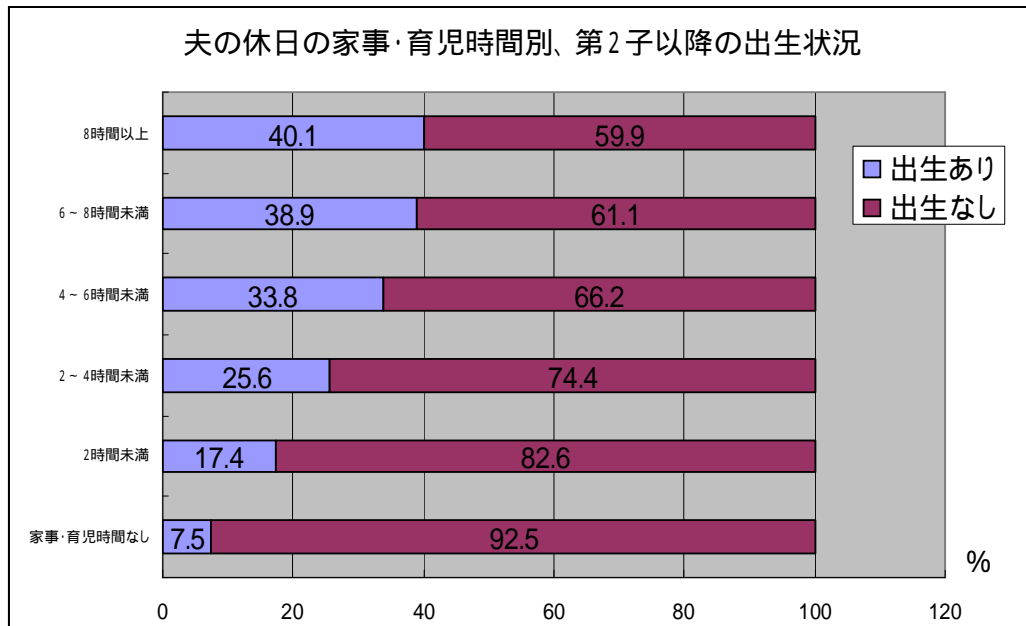
地域社会での連帯感を示す、地域社会における近所付き合いの程度は、「親しい」が昭和50年に52.8%であったものが、平成16年には22.3%まで低下し、「少々付き合い有」が11.8%から21.9%に増加しています。



厚生労働省 厚生労働白書 平成17年度版

夫の休日の家事・育児時間別、第2子以降の出生の状況

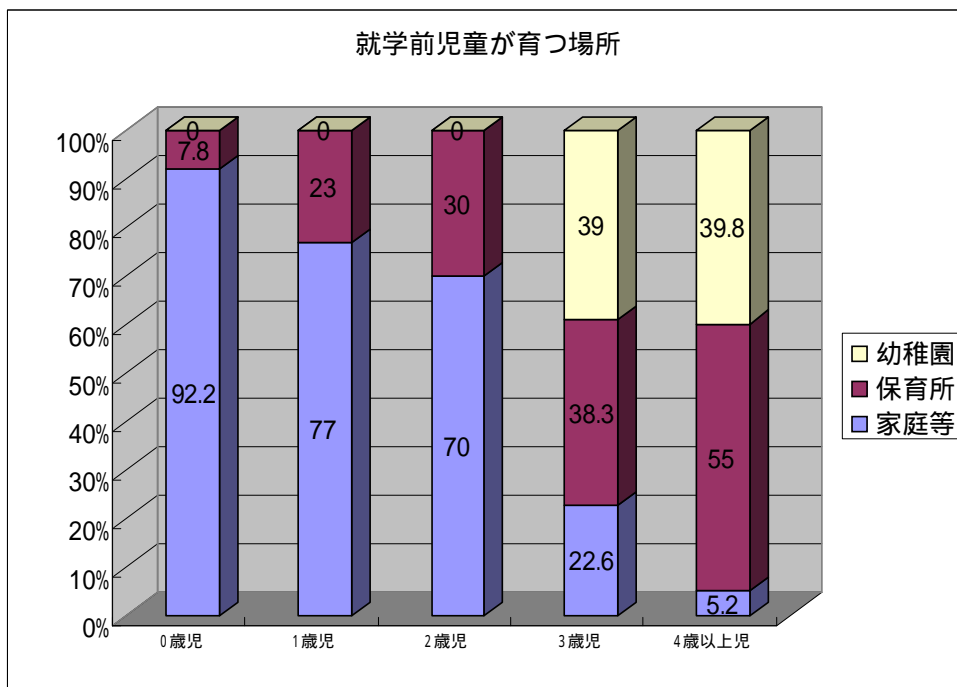
子どもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長い方が第2子以降の産まれる割合が高くなっています。



厚生労働省 21世紀成年人者縦断調査 平成18年度

就学前児童が育つ場所

就学前児童のうち、3歳児未満（0～2歳児）では家庭で育てられる割合が高く、保育所に入所している割合は約2割です。また3歳児以上になるとほとんどが保育所又は幼稚園に通っています。



内閣府 少子化社会白書 平成19年度版

京都府の保育の現状

京都府の保育の現状は、府全体で見れば定員に対する入所児童数は90.1%と充足していますが、一部の都市部において待機児童が発生しています。また延長保育や病児・病後児保育等更なる充実が求められています。

ア 保育所数、定員、年齢階層別入所児童数、待機児童数(平成21年4月1日)(人)

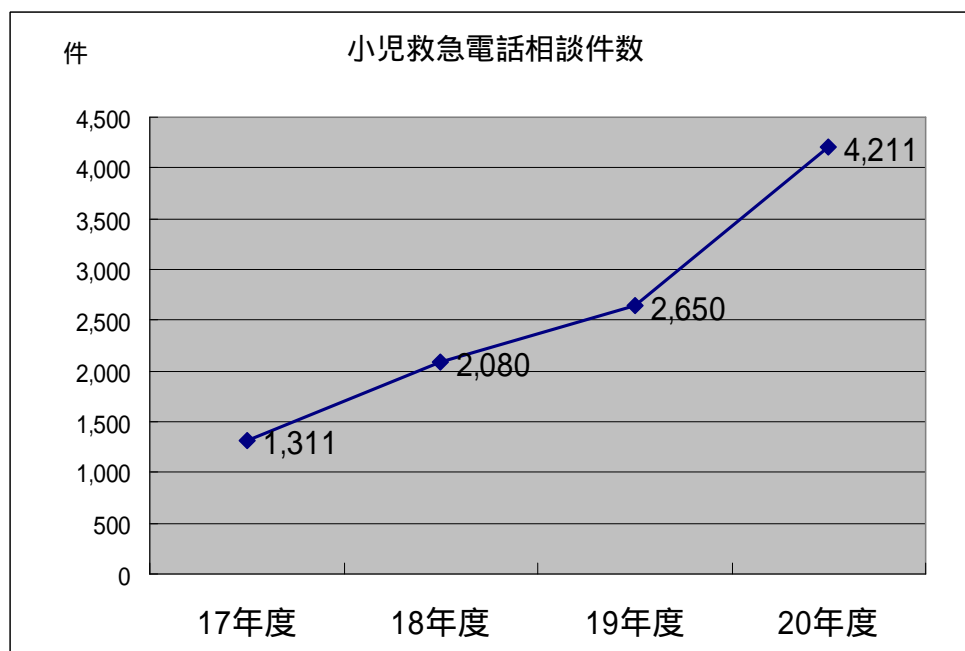
施設数	定員	入所者数	入所者数				待機児童数
			0歳	1、2歳	3歳	4歳～	
233	25,406	22,891	916	6,698	4,981	10,296	98

イ その他保育の実施施設数(平成20年度)(箇所)

延長保育	一時保育	特定保育	病児・病後児保育	休日保育
130	75	1	17	4

小児救急電話相談件数の推移

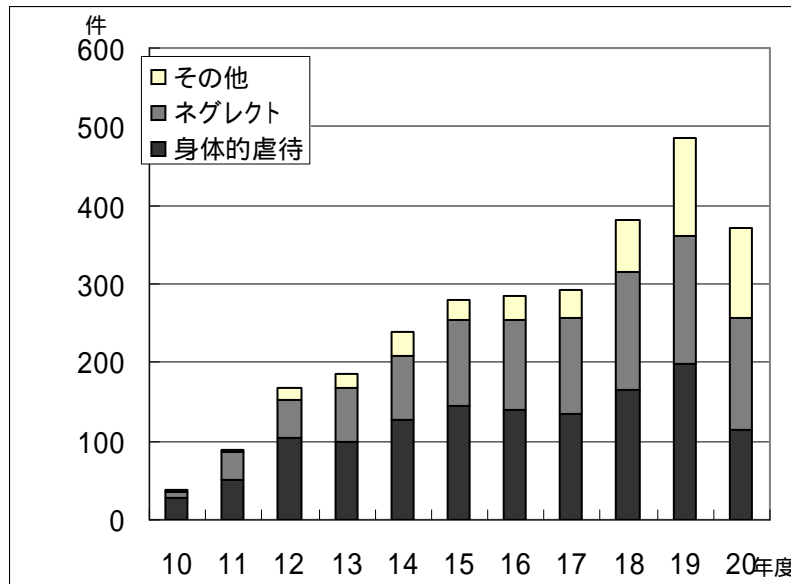
夜間の子どもへの病気に対する保護者からの電話相談件数は増加傾向にあり、特に平成20年度の相談件数は、前年度の約1.5倍となっています。



京都府健康福祉部調べ(平成20年度)

児童虐待をめぐる状況

府児童相談所での虐待相談件数は「児童虐待防止法」が施行された平成12年度から急激に増加し、平成15年度から17年度まで、ほぼ横ばいでしたが、平成18年度には381件、19年度には485件と増加し、平成20年度には370件と減少に転じました。しかし、ネグレクト（養育保護の怠慢・拒否）の相談件数は身体的虐待を抜き、約4割と最多を占めて増加しています。

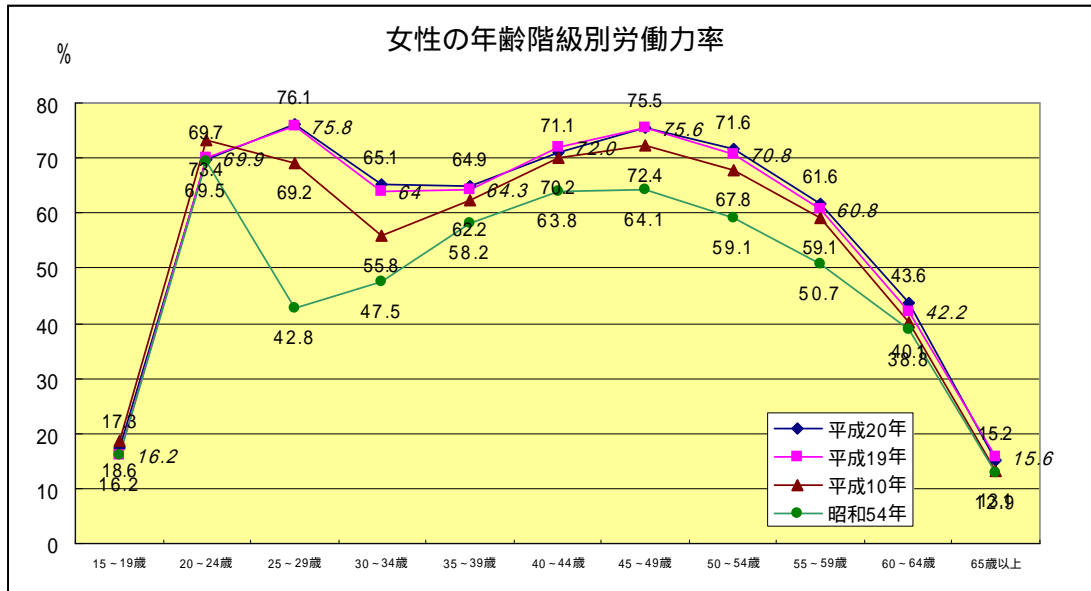


「京都府児童相談所概要」（京都府）

3 家庭や就労を取り巻く状況

女性の年齢別労働力

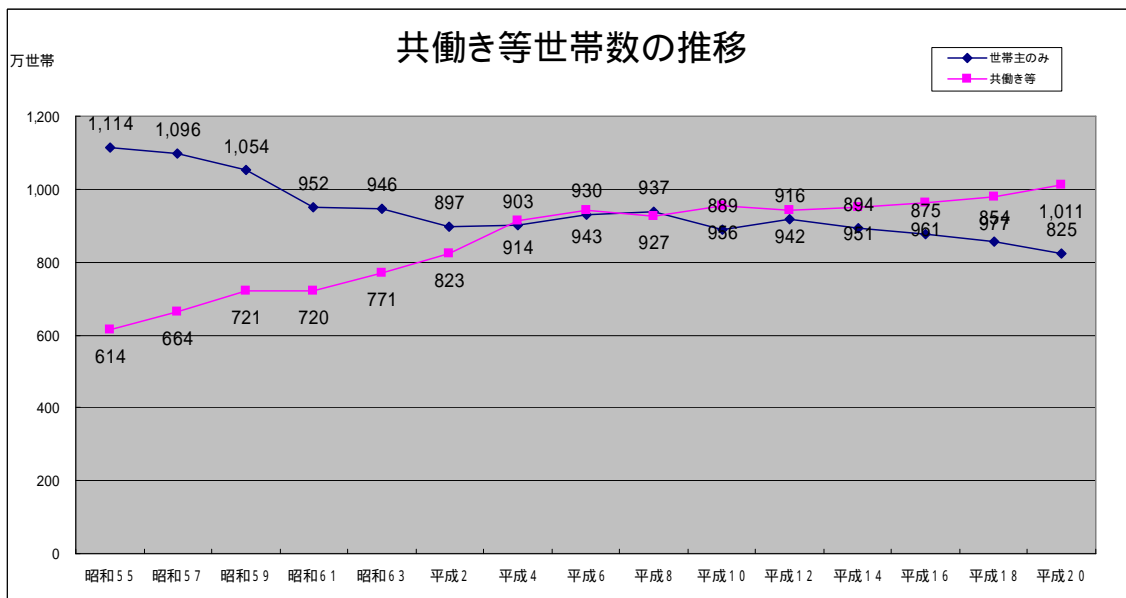
女性の社会進出の状況を見ると、昭和54年の25歳から29歳が42.8%であったのが、平成20年では76.1%と約1.5倍となっており、いわゆるM字カーブは緩やかにになっており、女性の社会進出が増加しています。



総務省 労働力調査（昭和54年、平成10、19、20年）

共働き等世帯数の推移

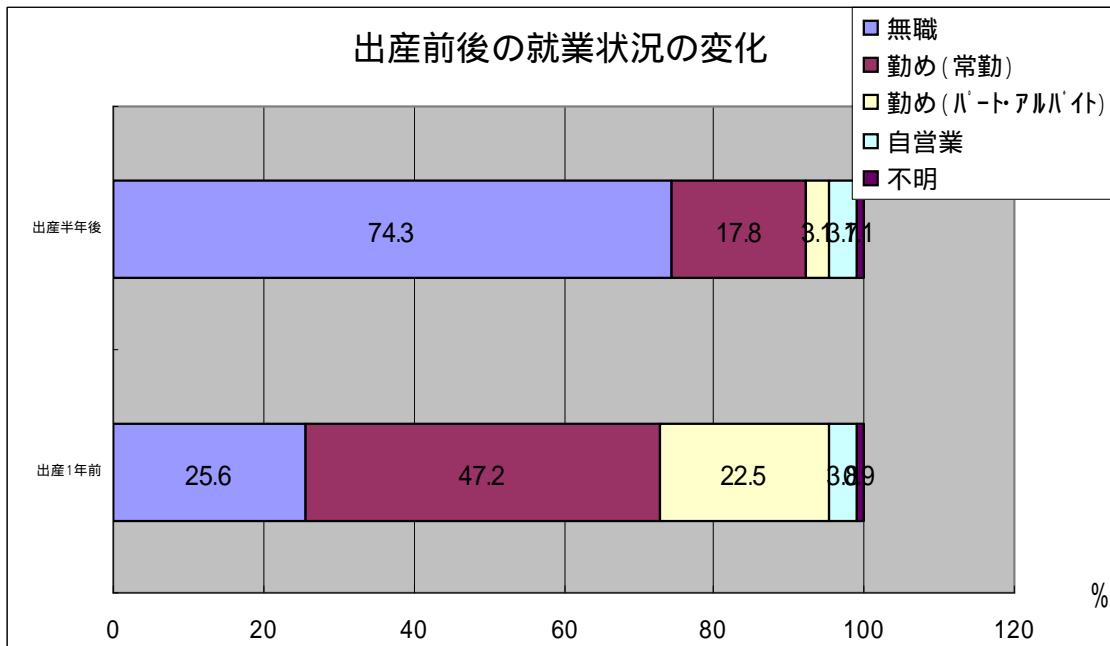
共働き等の世帯数は、平成6年に世帯主のみが働く世帯とほぼ同世帯数となり、その後、徐々に共働き等世帯数が増加しています。



平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)

出産前後の就業状況の変化

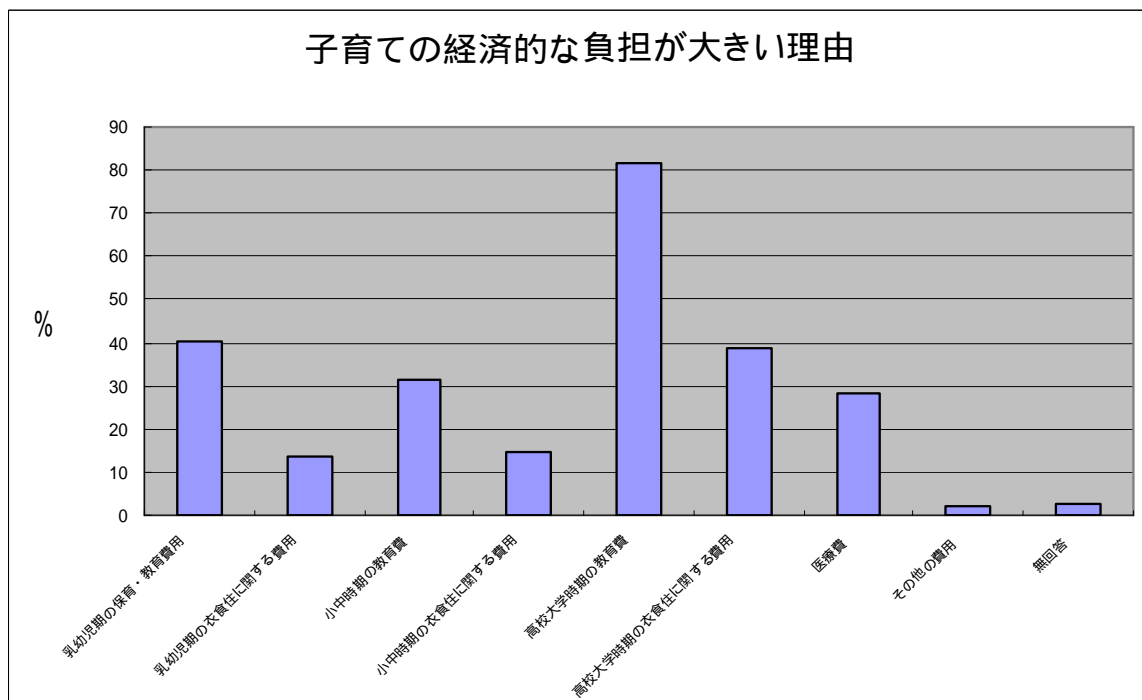
出産1年前は、無職の女性の割合が25.6%であったが、出産半年後では約3倍の74.3%となり、仕事と育児の二者択一が表れています。



内閣府 少子化社会白書 平成19年版

経済的負担の大きな理由

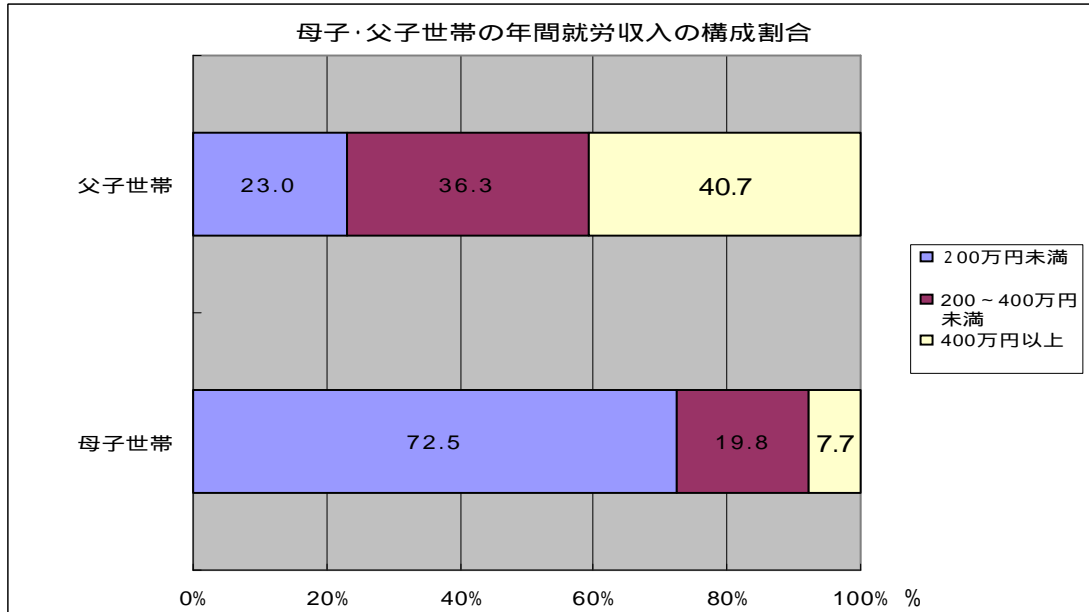
子育ての経済的負担の大きな理由については、高校大学時期の教育費が81.4%と突出しており、次いで乳幼児期の保育・教育費用40.2%、高校大学時期の衣食住38.6%の順となっています。



内閣府 少子化施策利用者意向調査の構築に向けた調査 (平成21年3月)

母子・父子世帯の年間就労収入の構成割合

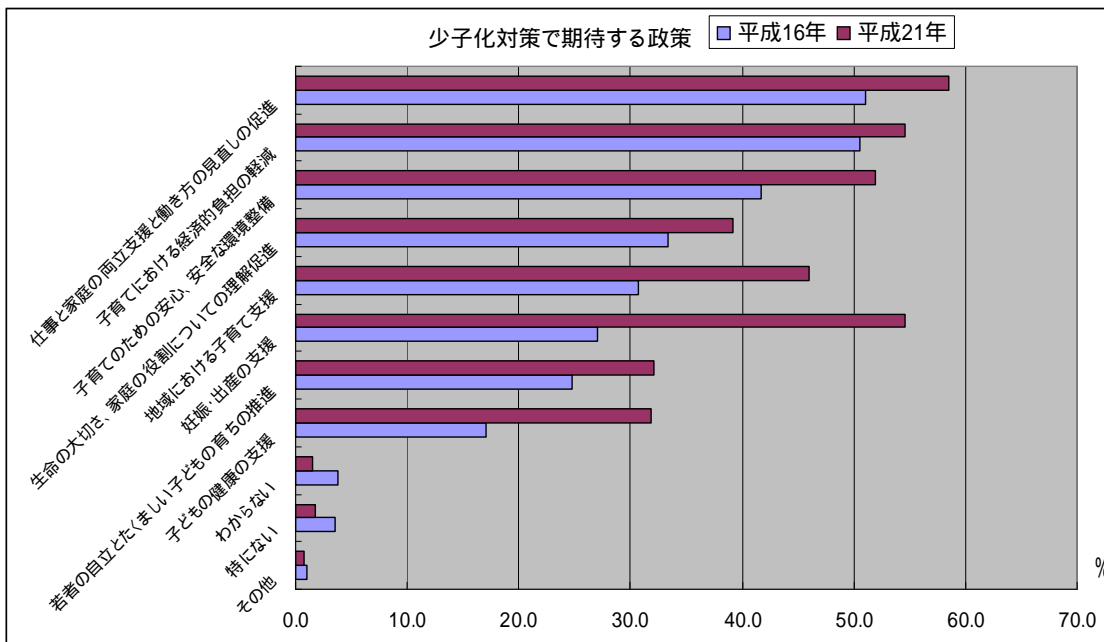
母子世帯の年間収入は、200万円未満が72.5%と高い割合を示しており、400万円未満を含めると92.3%となります。また、父子世帯でも400万円未満が59.3%の割合となり、そのうち200万円未満の占める割合は23%となります。



京都府健康福祉部調べ（平成17年）

少子化対策で特に期待する政策

少子化対策として特に期待する政策として、平成16年の調査時と現在を比較すると、妊娠・出産の支援、次いで子どもの健康の支援への期待度が大きくなり、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進、子育てにおける経済的負担の軽減は現在も期待している人が多くなっています。



内閣府 少子化対策に関する特別世論調査（平成21年2月）

子ども・子育て等をめぐる動向

国の主な動き	京都府の主な動き・取り組み
エンゼルプラン・新エンゼルプラン (平成7年度～16年度) 少子化社会対策基本法 (平成15年) 子ども・子育て応援プラン (平成16年) 男女共同参画社会基本法 (平成11年) 児童虐待の防止等に関する法律 (平成12年) 次世代育成支援対策推進法 (平成15年) 発達障害者支援法(平成16年) 食育基本法 (平成17年)	京都府子育て支援計画 (平成8年度～17年度) 京都府未来っ子いきいき推進 戦略本部設置(平成15年6月) 京都府男女共同参画推進条 例 (平成16年3月) 京都府未来っ子いきいき推進 懇話会設置(平成16年5月) アクションプラン「未来っ子い いき応援プラン」策定 (平成16年12月) きょうと未来っ子いきいき推進 計画の策定(平成17年3月)
	子育てを支援する環境づくり ・乳幼児医療制度の充実 ・周産期医療制度の整備
	子育ての場づくり ・地域子育て支援センターの整備 ・子育てホ・トセンター事業 ・子育てネットワーク支援事業
	家族の絆が大切と感じられる 意識づくり ・「手紙でむすぶ家族ふれあい 大賞」の実施 ・中学生・高校生の乳幼児保育 体験

子ども・子育て等をめぐる状況

少子化のさらなる進行	[合計特殊出生率]平成17年:国1.26、京都府1.18
核家族化の進行	[全世代に占める核家族世帯の割合]平成17年:国73.4%
共働き世帯数の増加	[雇用者]平成17年:国988万世帯
児童虐待の増加	[児童相談所の相談対応件数]平成17年:国34,451件、京都府267件
少年非行の増加	[刑法犯少年の検挙数]平成17年:京都府3,834件
子どもの基本的な生活習慣の乱れ	[朝ごはんを食べるこどもの割合]小学生90.7%、中学生82.2%
(平成17年度:京都府)	[午後11時以降に就寝]小学生13.8%、中学生63.8%
子育てへの不安・負担感	[非常に感じる・何となく感じる]平成16年:就学前の親53.8%、小学生の親53.0%

子どもの健やかな成長を図るとともに、子育てへの不安・負担感を減少させるため、現在の社会に対応した子育て支援を確立することが必要

京都府子育て支援条例の制定 (平成19年)

【子育て家庭を支援する環境づくり】
子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子育て家庭を支援すること

【子育て支援に取り組む地域づくり】
地域社会の様々な場において、自主的かつ自立的な子育て支援の取組が促進されること

【子育て支援に関する意識づくり】
社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られること

総合的な施策を計画的に推進

国の主な動き	京都府の主な動き・取り組み
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス 憲章) 仕事と生活の調和推進のための行動 指針 (平成19年12月) 社会保障国民会議最終報告 (平成20年12月) 中期プログラムを策定 ・安心子ども基金の設置 ・子育て支援サービスの新たな制度体 系への制度設計の検討 (平成20年12月)	未来っ子いきいき応援プラン(次世代育成支援計画) (平成19年12月～22年3月) 環境づくり:家庭支援総合センター(仮称)の整備 発達障害児の早期発見・早期療育 小児救急医療体制の充実 児童虐待対応強化 地域づくり:子育て応援パスポート事業の充実 多様な保育サービスの充実 放課後児童健全育成事業の充実 意識づくり:ワークライフバランスの推進 京都府子育て支援表彰 京都モデル子育て応援中小企業認証制度の推進

子育てをめぐる課題

子育てに不安や負担を感じ、子育て家庭が孤立化
地域社会での連帯感、家族や地域の絆が希薄化

子育ての負担感や不安感の軽減、子育て家庭の孤立化の防止など、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう子育て家庭を応援するネットワークの推進が課題

子どもが成長する場である家庭、保育所・幼稚園・学校、地域社会が連携し、成長に応じた豊かな体験や正確な知識の積み重ね、異世代交流により自ら考え、行動する機会の充実が課題。

女性の社会参加等により共働き世帯が増加し、仕事と育児の両立が困難
社会情勢の変化や女性の社会進出に伴い多様な保育のニーズが増加

仕事と生活のバランスのとれた生活ができるよう、働き方の見直しのための取組や、父親も母親も共に子育てができる就労環境の整備の促進が課題

待機児童の解消、多様な働き方や安心して子育てができるための多様なニーズに対応する保育環境の充実が課題。

雇用環境の悪化等社会情勢の変化により、妊娠・出産・子育て期の経済的負担が増大

子育て家庭への経済的支援やひとり親家庭の自立支援の充実が課題。

ネグレクトや心理的虐待の増加が見られる児童虐待や、DVなど家庭問題が複雑多様化
妊娠・出産・育児に伴う悩みや医療に対するニーズが増加
ひとり親家庭は増加、平均年収は依然として低い傾向

母子保健や医療システムの充実、家庭問題に対する総合的・専門的な相談体制の充実、障害のある子どもや配慮を要する子どもへの支援強化、ひとり親家庭等への自立支援等、安心して子どもを産み育てられるセーフティネットの推進が課題

さらに長期的課題として、世代間のバランスを考慮し、次世代の支え手を育成するという視点で、将来の社会構造や社会制度を含めた検討を行っていくことも必要です。

Ⅲ 計画の基本理念・基本方向

基本理念

子育てを社会全体で支援し、子どもが健やかに育つことを喜びあえる社会の実現

基本的視点

次代を支える子どもの育成と、子育ての基本となるすべての家庭への支援

「仕事と生活の調和」と「多様なニーズに対応する子育て支援」を車の両輪として、府・市町村、府民、子育て支援団体、保育所・幼稚園・学校、事業所等との連携、協働による社会全体での取組

子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、次代の親となるものとの認識のもと、長期的視野に立った子どもの健全育成の推進

基本方向

1 子育て家庭を支援する環境づくり

次代を支える子どもたちが健やかに成長し、自立できるよう支援するという視点に立ち、安心して子ども生み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援します。

2 子育て支援に取り組む地域づくり

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもが地域における様々な活動の中で健やかにたくましく育つことができるよう、地域において子育てを支援する取組を推進します。

3 子育て支援に関する意識づくり

生命の尊重や、子どもを温かく見守り、慈しみ育むこと、家族の絆（きずな）の大切さについて府民の理解を深め、子どもの成長を楽しみ、子育ての喜びが実感できるように、社会全体で子育てに取り組む意識の向上が図られるよう取り組みます。

子育て支援施策の体系

子育て家庭を支援する環境づくり

：新 規
：充 実
：継 続

重点目標1 相談体制の充実及び拠点の整備

項目

身近な相談体制の充実

家庭支援総合センターを中核とし、児童虐待やDVなど家庭問題を総合的・専門的に相談・支援できる体制を構築
南北に細長い地理的状況に配慮した専門相談体制の確立及び機能の強化
複合困難なケースに迅速かつ的確に対応する医師・弁護士などの家庭支援アドバイザーチーム（仮称）の配置
「こんにちは赤ちゃん事業」など地域ぐるみの相談・支援体制の充実
双子や三つ子など多胎児家庭への支援の推進

様々な事情を有する子どもへの支援を充実

児童養護施設等の入所児童の社会的自立を促進

母子・父子のひとり親家庭等への支援の充実

母子・父子のひとり親家庭に対する経済的支援策を検討するとともに、母子家庭自立支援センターを核に資格取得等、社会的自立を支援

障害のある子どもへの支援の充実

5歳児健診の全市町村での実施など発達障害の早期発見・早期療育の推進
幼児期から学校卒業後まで一貫した療育・支援体制の確立
特別支援連携推進会議の設置など、教育や就労に係る相談・支援体制を充実

子育て家庭の社会参加への支援

子育て家庭の社会参加への支援

重点目標2 母子保健医療体制の充実等

項目

安心して出産ができる周産期医療ネットワーク等の充実・強化

広域的な連携など安心して出産ができる周産期医療ネットワークの強化

妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実

不妊や出産などの相談や妊婦の健康管理など母子保健体制の充実

安心できる医療・相談体制の充実

地域の実情に応じた小児救急医療体制の充実強化

思春期の保健対策の推進

・ 思春期の保健対策の推進

重点目標3 児童虐待の防止等の推進

項目

児童虐待の未然防止を推進

心理的にサポートが必要な家庭への専門職の訪問など児童虐待の未然防止を推進

児童虐待の早期発見・早期対応を推進

児童相談所の相談体制の充実により、安全確認や立入検査など早期発見・早期対応を推進

児童虐待の再発防止を推進

家族の再統合に向けた保護者へのグループ療法など、児童虐待の再発防止を推進
一時保護児童に対する保育や学習機会の確保、心のケアの充実など支援体制の強化

子どもの人権を尊重し、児童虐待防止を推進

・ 子どもの人権を尊重し、児童虐待防止を推進

重点目標4 経済的負担の軽減

項目

妊娠・出産・子育て期における経済的支援の取り組み

子育て支援医療助成など出産・子育て期における経済的支援

教育費等の負担軽減の取り組み

教育費等の負担軽減

更なる経済的な負担軽減を検討

医療費や教育費など更なる経済的な負担軽減を検討

子育て支援に取り組む地域づくり

重点目標5 子育て支援の場の充実

項目

多様な保育等を充実強化

待機児童解消を目指し、保育所等の整備を進めるとともに、広域入所を円滑に実施
ニーズ調査に基づき、休日・夜間保育や病児・病後児保育、広域入所、預かり保育
など多様な保育環境を整備
困難ケースへの保育士等の対応力向上を図る研修等の実施

親子が気軽に集える場や短時間乳幼児を預けられる場の充実

子育てひろばや空き店舗の活用など身近で気軽に集える場や乳幼児を短時間預けられる場を充実し、子育て負担を軽減

親子の育ちを進める交流や体験、学びの場の充実

・ 異年齢の子どもや親同士の交流など、地域住民とともに親子の育ちを進める様々な体験や学びの場を充実

生活環境の整備を推進

・ 子育てに優しい街づくりを推進

重点目標6 子どもの健やかな成長の促進

項目

こころの健やかな成長のための環境の整備
スクールカウンセラーやまなびアドバイザーの配置、24時間電話相談など、不登校やいじめへの心のケアの充実
小学校低学年での教員の複数配置など児童生徒や学校の実態に即した「京都式少人数教育」の推進

健やかなからだづくり

- ・地元産の食材の活用や給食を通じ、学校・家庭・地域が連携した食育の推進

豊かな心を育てる

- ・読書活動や職場体験など豊かな心を育てる取組の推進

幼児期における教育・保育の充実

- ・幼児期における教育・保育の充実

子どもの自主性、社会性の伸長に向けての取組の推進

- ・子どもの自主性、社会性の伸長に向けて様々な体験活動を提供

重点目標7 子育て支援のための仕組みの整備の推進

項目

地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実

関西府県で相互利用できる「子育て応援パスポート」など地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実
地域ネットワークによる学習支援・校内環境整備など、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備

子育て支援活動団体の立ち上げ活動促進の支援

NPOやサークルなど地域での自主的な子育て支援活動の促進

子育て情報を積極的に発信

- ・ホームページや携帯電話等、子育て情報を積極的に発信

重点目標8 安心・安全の確保

項目

地域における犯罪及び事故防止対策の充実

- ・子ども・地域安全見守り隊など地域における犯罪及び事故防止対策の充実

子育て支援に関する意識づくり

重点目標9 教育及び啓発

項目

命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等についての啓発の推進

- ・命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等についての啓発の推進

家族や地域の絆の重要性について認識が深められるよう取り組む

- ・家族や地域の絆について考えるきっかけとなる「手紙(メール)で結ぶ家族ふれあい大賞」の実施

重点目標10 事業者による雇用環境の整備の促進

項目

ワーク・ライフ・バランスの推進

「京都モデル」子育て・介護応援中小企業認証制度(仮称)を推進するとともに、先進企業の取組事例や適正な労務管理の情報提供などを実施
医療機関や社会福祉施設等の事業所内の保育所の設置や企業等における短時間勤務の導入などワーク・ライフ・バランスを進める支援方法を充実

重点目標11 子育て支援に関する気運の醸成

項目

家庭や地域社会における気運の醸成

- ・家庭や地域社会における気運の醸成

計画の進行管理

項目

- ・「京都府子育て支援対策協議会」において、施策の点検・評価を実施し、府民へ公表
- ・府の横断的な組織である「未来っ子いきいき推進戦略本部」において、総合的・効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進

V 施策の推進

子育て家庭を支援する環境づくり

当面重点的に取り組む施策

ひとり親家庭の環境整備

児童扶養手当の父子家庭への拡充など、ひとり親家庭への支援の充実
ひとり親家庭に対するさらなる経済支援策を検討
母子家庭自立支援センターを核に資格取得等、社会的自立を支援

児童虐待の防止

一時保護児童の学習機会の確保や心のケアなど支援体制の強化
保護者へのグループ療法など家庭の再統合にむけた取組など再発防止を推進

相談体制の充実

家庭問題に対する総合的・専門的相談機関である「家庭支援総合センター」を中核とし、相談のワンストップ化を推進
複雑多様化する複合困難事案に、迅速かつ的確に対応する医師・弁護士など、家庭支援アドバイザーチーム(仮称)を配置し、相談の専門性を強化

発達障害児への支援の充実

全市町村での5歳児健診の取組や保育所等への巡回支援など発達障害の早期発見・早期療育の推進
幼児期から学校卒業後まで一貫した療育・支援体制の確立

子育ての経済負担の軽減

医療費、教育費等の更なる負担軽減策を検討

< 平成22年度に重点的に取り組む施策 >

重点目標1 相談体制の充実及び拠点の整備

身近な相談体制の充実

児童相談所や婦人相談所等を統合し、少年サポートセンター及び母子生活支援施設を併設した「家庭支援総合センター」を平成22年度より開設。複雑多様化する家庭問題に対する総合的・専門的な相談機関の中核として、関係機関等との連携を強化し、相談のワンストップ化(窓口の一本化)を図ります。

さらに、複雑困難ケースへ迅速かつ的確に対応するよう医師・弁護士等の家庭支援アドバイザーチーム（仮称）の配置、市町村等関係職員への研修など「家庭支援総合センター」の専門機能を充実・強化します。

南北に長い京都府の地理的状況等を勘案し、より身近な場所での家庭問題に対する相談体制を整備するとともに、「家庭支援総合センター」と連携する中で、それぞれの地域ネットワークを充実し、府域全体の相談体制を確立します。

子育ての相談に対し、地域子育て支援拠点や子育てサポートセンター、生後4か月までの乳児の家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」、双子や三つ子など多胎児家庭への支援など、市町村、民生・児童委員との連携を強化し、地域ぐるみでの相談・支援体制の充実を図ります。

子育てに係るさまざまな悩みや相談に身近で気軽に応じる人材の育成を進めるとともに、関係機関と連携し、活動に取り組みやすい仕組みを作ります。

様々な事情を有する子どもへの支援を充実

ひきこもり等の子どもや家族に対する相談や、きめ細やかな社会体験の機会の提供、不登校の児童・生徒に対する支援と学校卒業・中退後のひきこもり支援との相互連携を推進します。

さまざまな事情から保護者と一緒に生活できない子どもたちの社会的養護体制（児童養護施設や里親等）の充実を図ります。

児童養護施設等に入所している子どもの社会的自立を図るため、大学等への修学支援、退所後の就労・生活支援を充実します。

DVによる子どもへの被害を防止するため、DV被害者のカウンセリングや子どもの健全な発達を支援するための相談等を実施し、DV被害者の社会的自立を支援するとともに、子どもに対しての心の面からのサポートを推進します。

また、南北に細長い京都府の地理的状況に配慮して児童相談所を核に専門相談体制を確立し、DV相談機能の強化に努めます。

「家庭支援総合センター」への母子生活支援施設の移転に伴い、DV被害者の一時保護から社会的自立までの一貫した指導・援助の充実を図ります。

母子・父子のひとり親家庭等への支援の充実

同じ悩みを持つひとり親家庭同士の交流を進め、ひとり親家庭固有の問題についていつでも相談できる体制を整え、孤立化を防ぎます。

安心して子育てしながら就労できるよう、保育所・放課後児童クラブへの入所や、子育て・日常生活のサービスの提供、府営住宅の入居への配慮などの生活援助、子育て支援を推進します。

母子・父子のひとり親家庭の平均年収は、一般家庭と比べ低い傾向にあることから、児童扶養手当の父子家庭への拡充など経済的支援策を検討します。

就労経験が乏しい母子家庭等に対し、母子家庭等自立支援センターでの取組を強化し、情報提供、資格取得や職業訓練支援、就職紹介など経済的自立のための就労支援を進めます。

障害のある子どもへの支援の充実

福祉、保健、教育の関係機関が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制を確立します。

発達障害の早期発見・早期療育のため5歳児健診、専門家を交えた判定会議によるスクリーニングや保育所等への巡回支援などを府内で幅広く展開するとともに、保育士等の研修の実施や心理行動療法に基づく「ほめ方絵本」の普及などに取り組みます。

特別支援学校や関係団体等と連携し、聴覚障害がある乳幼児の相談、療育を支援します。

障害のある生徒の就職希望を実現するため、生徒の企業での実習の機会確保や、企業の障害のある子どもへの理解促進に努めます。

子育て家庭の社会参加への支援

出産や子育てのために仕事を離れた女性が、安心して再就職または、新たに就職するための就業支援をワンストップで行うジョブパークでの取組を進めるとともに、男女共同参画センターにおいては、セミナー等の開催や女性チャレンジオフィス・地域女性わくわくスポットの設置など、起業・NPO創業、地域活性化に取り組む女性を支援します。

重点目標2

母子保健医療体制の充実等

安心して出産ができる周産期医療ネットワーク等の充実・強化

緊急を要する妊産婦や新生児に適切に対応するため、総合周産期母子医療センターと地域の周産期医療二次病院等を中心とした受入体制の整備を図るとともに、近畿府県との連携を含めた搬送調整システムの充実（コーディネート体制の充実）を図り、周産期医療体制を強化します。

妊娠・出産・子育て期における母子保健体制の充実

妊娠・出産などに伴う悩みや健康不安等について、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。また、不妊で悩む人に対する専門的な相談指導や情報提供による精神的なケアを実施します。

妊婦の健康管理の充実等を図るため、妊婦健康診査の普及、支援を行います。

子どもの事故防止や応急処置などに対する啓発を行い、子どもの怪我や病気の予防に取り組めます。

小児慢性疾患患者の医療費の負担を軽減するとともに、長期療養児家庭への支援を行います。

安心できる医療・相談体制の充実

看護師や医師による急な子どもの病気等に係る電話相談体制の充実を図るとともに、小児科医によるオンコール対応も含め、地域の実情に応じた小児患者の救急受入体制を充実・強化します。また、奨学金制度等を活用し、小児科医や産婦人科医等の地域の医療機関での従事を促進します。

思春期の保健対策の推進

児童・思春期に係る精神科専門診療による思春期対策を推進するとともに、エイズ・性感染症のまん延防止のため、利便性に配慮した検査、相談の実施など、予防及び早期発見、早期治療を推進します。

重点目標3

児童虐待の防止等の推進

児童虐待の未然防止を推進

精神的・身体的にサポートの必要な子育て家庭に対する心理カウンセラー、医師、保健師等による相談・支援を行います。

児童相談所、保健所、市町村、医療機関、学校、民生委員・児童委員、警察等関係機関が連携し、児童虐待防止ネットワークをさらに充実・強化します。

児童虐待の早期発見・早期対応を推進

児童相談所の相談体制を充実・強化し、安全確認ルールの徹底、立入検査や一時保護の実施などにより、虐待を受けた児童の安全を確保します。

市町村の「要保護児童対策地域協議会」の運営を支援するため、虐待防止アドバイザーを派遣するなど、市町村における虐待防止の充実・強化が図られるよう支援します。

市町村等地域の関係機関と児童相談所が定期的に情報を交換して虐待情報の共有化を図り、市町村や地域の関係機関と連携した地域における被虐待児童の見守り体制を充実します。

児童虐待の再発防止を推進

虐待を受けた児童や保護者に対し、保護者へのグループ療法など家庭の再統合に向けた取組等を充実します。

一時保護児童に対する保育や学習機会の確保、心のケアの充実など保護児童への支援体制を強化します。

子どもの人権を尊重し、児童虐待防止を推進

「児童憲章」「児童の権利に関する条約」の趣旨の普及・啓発するなど、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

重点目標4

経済的負担の軽減

妊娠・出産・子育て期における経済的支援の取り組み

子育て支援医療助成や児童手当（子ども手当）などによる経済的支援に引き続き取り組みます。

不妊治療に対する経済的支援に引き続き取り組みます。

教育費等の負担軽減の取り組み

子育てに係る経済的負担の中でも特に負担感を感じる人が多い、教育費等への負担の軽減に引き続き取り組みます。

更なる経済的な負担軽減を検討

医療費や教育費など子育てにおける経済的な負担の更なる軽減について、検討します。

子育て支援に取り組む 地域づくり

当面重点的に取り組む施策

待機児童の解消・多様な保育

保育所整備を進めるとともに、広域入所を円滑に実施
ニーズ調査に基づき、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの多様な保育環境の整備

子育て負担感の軽減

すべての子育て家庭を応援するNPO等のネットワークを支援
子育てひろばやファミリーサポートセンターの設置促進など、身近で気軽に集える
場や安心して乳幼児を短時間預けられる場の充実

< 平成22年度に重点的に取り組む施策 >

重点目標5 子育て支援の場の充実

多様な保育等を充実強化

保育所待機児童の解消を目指し、保育所等の整備を進めるとともに、統一的な仕組みに基づき広域入所を円滑に実施し、待機児童の解消を図ります。

ニーズ調査に基づき、市町村と連携して、休日・夜間保育、病児・病後児保育、預かり保育などの多様な保育サービスの充実を図り、広域的な視点から、市町村の取組を支援するとともにファミリーサポートセンターなどの充実を図ります。

市町村と連携して、子育てに不安を感じる保護者の孤立防止を図るための「親育ち」の取組を推進し、保護者と保育所が協働して行う交流事業などにより協働関係の構築を図ります。

預かり保育や子育て相談等幼稚園・保育所における子育て支援を充実します。

保育士、放課後指導員の資質と困難ケースへの対応力向上を図るため研修等を実施します。

親子が気軽に集える場や短時間乳幼児を預けられる場の充実

地域子育て支援拠点や子育てひろば、商店街の空き店舗などを活用した「地域子育てステーション」など、親子が気軽に集える場を拡充するとともに、育児負担のリフレッシュが図れるよう、身近なところで安心して乳幼児を短時間預けられる場を充実します。

親子の育ちを進める交流や体験、学びの場の充実

伝統産業や文化・スポーツ、自然に親しむ体験活動、NPOとの協働等による、地域での親同士や異年齢の子ども同士の交流、異世代交流等を推進します。

親同士や地域と親との交流を進め、家庭の子育てを支援するため、親としての子どもへ

の係わり方など、子育て事例を紹介する取組の実施や、小学校就学前の親に対して「親のための応援塾」を開催します。

共働き家庭など留守家庭を対象とした「放課後児童クラブ」と、地域住民と様々な体験・交流活動に取り組む「京のまなび教室」の連携を促進し、総合的な放課後や土・日等の対策を充実します。

生活環境の整備を推進

子どもが自然に親しめる場や身近な遊び場の整備、子どもを連れて外出しやすい施設整備やユニバーサルデザイン化の推進、子育て家庭の良好な居住環境の確保について支援し、子育てに優しいまちづくりを推進します。

重点目標 6

子どもの健やかな成長の促進

こころの健やかな成長のための環境の整備

子どもたちの興味・関心や今日的な課題に対応した学習プログラムを取り入れるなど、きめ細かな指導を行うとともに、「京都式少人数教育」の拡充、家庭と学校の連携のもとに小学校の早い時期から学習習慣を身につけさせるなど、子ども一人ひとりに確かな学力の定着を図ります。

より一層きめ細かな相談に応じられるよう、スクールカウンセラーの充実、不登校やいじめ問題等に対応する24時間の電話相談などを推進します。

健やかなからだづくり

子どもの体力の現状を把握し、どのようなところが不足しているかを明確にすることにより、効果的な体力向上の取組に努めます。また、トップアスリートによる指導などスポーツを行うきっかけづくりの取組を進めます。

子どもたちに食への関心を持たせ、栄養バランスのとれた食事をとる実践力が身につけられるよう、地元産の食材の活用や給食を通じた食育を推進します。また、「早寝・早起き・朝ごはん、プラスワン」府民運動の展開などにより、基本的な生活習慣を形成し、望ましい食習慣が身につけられるよう、学校・家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

豊かな心を育てる

学校・家庭・地域が連携し、読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、読書活動を推進します。

小学校・中学校・高等学校の成長発達段階に応じて、職場見学・職場体験・インターシップなどを推進し、働くことの意義や大切さを実感できる取組を進めます。

幼児期における教育・保育の充実

幼稚園・保育所と小学校の連携を強化し、引き続き保育士や教員の研修等を実施するとともに、認可外保育施設の保育士に対する研修の実施等により資質向上を図ります。

幼稚園、保育所の連携及び認定こども園制度の活用による幼児期における教育、保育の充実を図ります。

子どもの自主性、社会性の伸長に向けての取組の推進

ひきこもりからの社会的自立を支援するためのきめ細やかな社会体験の機会を提供します。

学校、家庭、自治会、NPO、関係団体等地域の幅広い団体・府民が連携・協力し、青少年の健全育成に取り組み、社会全体で支えるネットワークを充実するとともに、活動の中心となる人材育成を支援します。

重点目標7 子育て支援のための仕組みの整備の推進

地域ぐるみの子育て支援等の取組の充実

社会全体での子育て応援を目指し、NPO等子育て支援団体、市町村、商店街、商工団体等と連携しながら「きょうと子育て応援パスポート事業」について関西府県での相互利用を進めるなど更に推進し、府民への子育て情報の発信を行います。

地域ボランティアによる学習支援・部活動指導・校内環境整備・安全確保等への協力を通じて、学校の教育活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備します。

子育て支援活動団体等の立ち上げ・活動促進の支援

NPO等の立ち上げ支援やNPO等と協働した地域での自主的な子育て支援活動等を支援するとともに、地域の子育て支援活動を推進する人材の養成や、子育て支援の取組を行う府民や団体のネットワークづくりを推進します。

子育て情報を積極的に発信

子育て支援情報について、公民の子育て支援情報を集約するなど充実・強化し、ホームページや携帯電話等により「いつでも・誰でも・利用しやすい」情報の提供に努めます。

重点目標8 安心・安全の確保

地域における犯罪及び事故防止対策の充実

自治会やPTA・高齢者等のボランティアによる「子ども・地域安全見守り隊」などの子どもを見守る防犯ボランティアやこども110番のいえ・防犯情報メールの配信の充実を図り、地域コミュニティによる取組を推進します。

市町村や関係機関、団体等と連携して、子どもの事故防止のため、家庭内や地域での事故例等を踏まえた啓発などの取組を推進します。

子どもや子育て家庭等を対象とした安全読本の作成・配布や防犯教室の実施、家庭での子どもの事故防止、チャイルドシートや子どもの自転車用ヘルメットなどの普及啓発活動や交通安全教室を推進するとともに、安心して生活できる道路や交通安全施設の整備等を推進します。

学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となった地域ぐるみの学校安全体制の整備を図るための支援を行います。

子育て支援に関する意識づくり

当面重点的に取り組む施策

仕事と生活の調和

医療機関や社会福祉施設等の事業所内の保育所の設置促進
企業等における短時間勤務の導入など、父母共に子育てが出来るような就労環境の整備促進

< 平成22年度に重点的に取り組む施策 >

重点目標9 教育及び啓発

命の尊厳や子どもを慈しみ育むことの大切さ等について啓発の推進

命の尊厳や、家族の絆・人と人との絆の大切さ、子どもを産み育てることの意義や素晴らしさ等についてホームページや広報紙等での啓発を充実します。

乳幼児とふれあう体験などを通して、次代の親となる子どもたちに命の尊厳や子どもを育むことの大切さを実感できるようにします。

家族や地域の絆の重要性について認識が深められるよう取り組む

家族や地域の絆を深められるよう、関係機関と連携・協力して啓発に取り組みます。

家族の絆やふれあいの大切さを考えるきっかけづくりとなる「手紙（メール）でむすぶ家族ふれあい大賞」の取組を引き続き推進します。

重点目標10 事業者による雇用環境の整備の促進

ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育ての両立を応援する企業を支援するため、「京都モデル」子育て・介護応援中小企業認証制度(仮称)を推進するとともに、先進企業の取組事例の情報提供などにより、中小企業がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みやすい環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して子どもを産み育てることができるよう、事業者及び勤労者に対し、適正な労務管理等についての情報提供を行います。

医療機関や社会福祉施設等の事業所内保育所の設置や企業等における短時間勤務の導入など父母ともに子育てが出来るよう、ワーク・ライフ・バランスを進める取組や支援方策の検討を行い、支援を充実していきます。

家庭や地域社会における気運の醸成

京都府子育て支援条例等を府民へ周知し、社会全体で子育てを応援する気運づくりを図ります。

子育て支援に積極的に取り組む企業等を表彰し、広くその取組を顕彰します。

男女共同参画の推進に向けて各種セミナーを開催するなど、男女が共に協力しあう子育ての推進を図ります。

VI 計画の目標

印は京都府独自の指標

基本方向	番号	目 標 指 標	26年度	20年度 (参考)	備 考
子育て家庭を支援する環境づくり	1	こにちは赤ちゃん事業実施市町村数	全市町村	19市町村	
	2	自立援助ホーム設置箇所数	1箇所	0箇所	
	3	母子家庭の母等の職業訓練後の就業率	90.0%	70.0%	
	4	ひとり親家庭への家庭支援員登録人数	250人	165人	
	5	女性の再就職支援利用者数	10,000人 (H22)	7,285人	
	6	小規模グループケア設置箇所数	10箇所	8箇所	
	7	私立幼稚園保育料軽減を実施する幼稚園数	全幼稚園	—	
	8	私立幼稚園同時在園児の保育料軽減を実施する幼稚園数	150園	—	
育て援に取り組み地域づくり	9	保育所入所待機率	0%	0.20%	
	10	保育所入所児童数(通常保育事業)	24,893人	22,520人 (定員25,356人)	
	11	トワイライトスティ事業実施箇所数	8箇所	5箇所	
	12	ショートスティ事業実施箇所数	16箇所	9箇所	
	13	一時預かり事業実施箇所数	110箇所	75箇所	
	14	延長保育事業実施箇所数	170箇所	130箇所	
	15	休日保育事業実施箇所数	20箇所	4箇所	
	16	夜間保育事業実施箇所数	5箇所	0箇所	
	17	特定保育事業実施箇所数	7箇所	1箇所	
	18	病児・病後児保育事業実施箇所数	50箇所	17箇所	
	19	ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	17箇所	13箇所	
	20	地域子育て支援拠点事業実施箇所数	75箇所	58箇所	
	21	放課後児童クラブの設置数	250クラブ	237クラブ	
	22	私立幼稚園預かり保育実施幼稚園数	120園	101園	
	23	「京都府福祉のまちづくり条例」適合施設数	2,500箇所 (H22)	2,103箇所	
	24	親のための応援塾の実施学校数	243校	41校	
	25	放課後子ども教室の設置市町村数	全市町村	20市町村	

基本方向	番号	目 標 指 標	26年度	20年度 (参考)	備 考
子育て支援に取り組む地域づくり	26	給食実施校(公立)における「食に関する指導計画」の策定割合	100%	72.8%	
	27	保護者を含めた食育に取り組む保育所の割合	100%	76.7%	
	28	「子ども読書活動推進計画」の策定市町村数	全市町村	-	
	29	京の次世代文化お手伝い体験プログラム数	4007プログラム	907プログラム	
	30	内弟子プロジェクト文化体験高等学校数	64校	16校	
	31	子育て応援パスポート協賛店数	4,000店	2,578店	
	32	「子ども・地域安全見守り隊」が活動する小学校区の数	全小学校区	216校区	
子育て支援に関する意識づくり	33	子育て応援企業表彰	90社	29社	
	34	「京都モデル」子育て・介護応援中小企業認証(仮称)数	250企業	26企業	
	35	男性の育児休業取得率	10%	1.30%	

VII 推進体制と計画の進行管理

「京都府子育て支援対策協議会」において、計画に基づき施策の点検・評価を行うとともに、府民への公表を行います。

府の横断的な庁内組織である「未来っ子いきいき推進戦略本部」において、総合的・効果的に子どもの育ちを確保する施策を推進していきます。

参考資料

取り組みの経過

年度	国の動き	京都府の子育て支援に関する主な取組
平成 7年度	エンゼルプラン + 緊急保育対策等5か年事業 (平成7年度～11年度)	
	↓	
	12月 少子化対策推進基本方針	京都府子育て支援計画策定(平成8年度～17年度)
平成12年度	新エンゼルプラン(平成12年度～16年度)	総合周産期母子医療センター事業 周産期医療情報システムの運用 乳幼児保育のための保育士確保等に係る乳幼児保育促進事業 未来っ子サポートチーム(虐待専任)の設置
平成14年度	7月 仕事と子育ての両立支援等の方針 (待機児童ゼロ作戦) 少子化対策プラスワン(厚労省まとめ)	
平成15年度	7月 次世代育成支援対策推進法 9月 少子化社会対策基本法	6月 京都府未来っ子いきいき推進戦略本部設置 京都発！手紙(メール)でむすぶ家族ふれあい大賞 こども発達支援センター設置 母子家庭等自立支援センター事業 不妊治療費の軽減を図るため府独自の助成事業
平成16年度	6月 少子化社会対策大綱	5月 京都府未来っ子いきいき推進懇話会設置 NPO、子育て支援団体と協力して地域ぐるみ子育て応援事業 特定不妊治療助成事業
	↓	
	子ども・子育て応援プラン (平成17年度～21年度)	
平成17年度	地方公共団体、企業等における 行動計画の策定・実施	「未来っ子いきいき応援プラン」策定 きょうと未来っ子いきいき推進計画の策定
平成18年度	6月 新しい少子化対策について	こども政策監設置 子育てを応援する企業・団体への支援表彰事業 府立医科大学外来診療棟(第1期)建設事業(小児医療センター等を含む) 長期療養を要する児童を持つ家庭支援事業 商店街の空き店舗を利用した地域子育てステーション事業 地域の安心・安全「子ども・地域安全見守り隊」への支援事業 子育て応援パスポート事業
平成19年度	12月 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)憲章 仕事と生活の調和推進のための 行動指針	12月 京都府子育て支援条例の策定
	↓	
	12月 「子どもと家族を応援する日本」 重点戦略 【車の両輪】 仕事と生活の調和の推進 包括的な次世代育成支援の 枠組みの構築	未来っ子いきいき応援プランの改定(次世代育成支援行動計画) (平成19年12月～22年3月)
平成20年度	2月 「新待機児童ゼロ作戦」について 11月 社会保障国民会議最終報告	就学前児童を持つ親のための応援塾開催事業 京都子育て支援医療助成費に係る負担軽減の拡充 児童虐待対応強化事業 病児・病後児保育に係る支援事業 発達障害児等早期発見・早期療育支援事業 家庭支援総合センター(仮称)整備開始
	↓	
		12月 多様な保育サービスについて、アクションプランの差込改訂 京都府こども未来基金創設 妊婦健康診査の回数拡充のための支援特別対策事業 母子家庭等の自立支援のため緊急就職支援事業 学習、運動部活動支援の地域で支える学校教育推進事業 保育所整備、保育の質の向上研修等に係る子育て支援特別対策事業 青少年のひきこもり自立支援のための訪問「チーム絆」事業 園庭、校庭の芝生化のための子どもにやさしい緑の広場整備事業
平成22年度		未来っ子いきいき応援プランの改定 (次世代育成支援後期行動計画)

未来っ子いきいき応援プラン（H17～H21）目標指標の達成状況

印は京都府独自の指標

基本方向	番号	目標指標	21年度 (目標)	17年度	18年度	19年度	20年度
環境づくり	1	児童福祉施設における第三者評価実施率	50%	0%	1.8%	15.4%	24.7%
	2	家庭支援総合センター(仮称)設置箇所数	1箇所(H22)	-	-	-	-
	3	重症心身障害児(者)通園事業	全園域6箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	4	女性の再就職支援利用者数	10,000名(H22)	-	1,185名	5,350名	7,285名
	5	乳幼児健康診査時における育児不安対策実施市町村割合	70% (H20)	43.2% (H16)	-	61.5%	65.4%
	6	児童虐待防止市町村ネットワーク数	全市町村(法定協)	14箇所	19箇所	23箇所	全市町村
地域づくり	7	保育所入所待機率	0%	0.5%	0.2%	0.4%	0.2%
	8	保育所定員	24,502人	24,601人	24,741人	24,926人	25,356人
	9	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)実施市町村数	7市町村	4市町村	4市町村	4市町村	5市町村
	10	子育て短期支援事業(ショートステイ)実施市町村数	11市町村	5市町村	6市町村	8市町村	9市町村
	11	一時保育事業実施箇所数	90箇所	54箇所	61箇所	68箇所	75箇所
	12	延長保育実施箇所数	162箇所	120箇所	120箇所	124箇所	130箇所
	13	夜間保育実施箇所数	4箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	14	休日保育事業実施箇所数	27箇所	2箇所	3箇所	4箇所	4箇所
	15	特定保育実施箇所数	6箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所
	16	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育事業)(施設型)実施箇所数	20箇所	8箇所	9箇所	8箇所	17箇所
	17	乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育事業)(派遣型)実施市町村数	2市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村
	18	ファミリーサポートセンター設置市町村数	15市町村	8市町村	8市町村	9市町村	13市町村
	19	地域子育て支援センター・つどいの広場設置数	89箇所	48箇所	59箇所	52箇所	58箇所
	20	(H19から地域子育て拠点事業に統合)					
	21	放課後児童クラブの設置数	231クラブ	210クラブ	214クラブ	232クラブ	237クラブ
	22	放課後子ども教室の設置数(H19～)	全市町村	-	-	14市町村	20市町村
	23	子育て地域リーダー養成者数	400人	82人	224人	299人	299人
	24	市町村単位、市町村域を超えるサークル、子育て支援団体等のネットワークの広がり	全市町村	21市町村	全市町村	全市町村	全市町村
	25	子育て応援ハート協賛店舗数(H19～)	2,700店	-	-	2,178店	2,578店
	26	地域子育てステーション設置箇所数(H18～)	10箇所	-	5箇所	9箇所	11箇所
	27	「こども110番のいえ」の設置数	40,000箇所	28,803箇所	30,653箇所	31,793箇所	32,822箇所
	28	学校評議員(類似を含む)の設置率	100%	小学校93.3% 中学校93.9%	小学校96.4% 中学校95.0%	小学校97.2% 中学校95.0%	小学校98.4% 中学校95.0%
	29	朝の読書等や読み聞かせ等に取り組む学校の割合	100%	小学校98.0% 中学校80.6%	小学校99.2% 中学校84.0%	小学校100% 中学校92.0%	小学校100% 中学校94.0%
	30	薬物乱用防止教室を実施している中学校、府立高校の割合	100%	中学校70.0% 府立高校83.0%	中学校66.3% 府立高校77.0%	中学校78.0% 府立高校91.5%	中学校78.0% 府立高校85.1%
	31	水辺環境整備事業の実施河川数	42箇所	32箇所	37箇所	38箇所	38箇所
	32	「京都府福祉のまちづくり条例」適合施設数	2,500箇所(H22)	1,895箇所	1,974箇所	2,055箇所	2,103箇所
意識づくり	33	子育て応援企業表彰(H18～)	40社	-	10企業・団体	21企業・団体	29企業・団体
	34	子育て応援宣言中小企業数(H19～)	1,000企業	-	-	149企業	260企業
	35	京都府「子育て応援中小企業認証数」(H19～)	250企業	-	-	10企業	26企業
	36	男性の育児休業取得率(5年毎調査)	10%	0.34% (H16)	-	-	1.30%

未来っ子いきいき応援プラン検討経過

- 7月 4日 政策検討会議（第1回）
子どもや子育て家庭を取り巻く状況、課題についての意見交換
- 7月28日 政策検討会議（第2回）
子育て支援施策について緊急に取り組むべき課題・方向性の検討
（多様な保育サービス等）
- 8月11日 政策検討会議（第3回）
子育て支援施策について緊急に取り組むべき課題・方向性の検討
（児童虐待防止対策、母子保健医療体制、
男女共同参画からみた子育て支援等）
- 8月25日 政策検討会議（第4回）
子育て支援施策について緊急に取り組むべき課題・方向性の検討
（ワークライフバランスの推進、青少年対策、教育関係）
- 8月31日 政策検討会議（第5回）
未来っ子いきいき応援プラン中間案検討
- 10月19日 ~ 11月13日 パブリックコメント実施
- 10月19日 京都府中学校長会理事との意見交換会
- 10月24日 京都府PTA協議会理事との意見交換会
- 10月29日 京都府小学校長会理事との意見交換会
- 11月18日 政策検討会議（第6回）
未来っ子いきいき応援プラン最終案検討

未来っ子いきいき応援プラン政策検討会議メンバー

参 与	岡崎 祐司	佛教大学社会福祉学部教授
	西川 満	京都大和の家施設長
政策立案メンバー	伊藤 義明	京都府保育協会会長
	井上 寿美	関西福祉大学社会福祉学部講師
	岩前 良幸	精華町民生部児童育成課長
	上原 雅明	京都府私立幼稚園連盟理事長
	大谷 美樹	日本労働組合総連合会京都府連合会
	川村 雅己	京都経営者協会事務局長
	佐々木 喜一	日本青少年育成協会会長
	定本 ゆきこ	京都少年鑑別所 法務技官
	武田 学	亀岡市健康福祉部こども福祉課長
	松井 さとみ	宇治市民生児童委員協議会 主任児童委員
	吉田 秀子	NPO法人働きたいおんたちのネットワーク理事長
* 五十音順	敬称略	

京 都 府 子 育 て 支 援 条 例

(平成19年7月10日公布 京都府条例第39号)

前文

次代の社会を担う子どもが、権利を尊重され、夢と希望を持ち、心身ともに健やかに育つことは、すべての人々の願いであり、そのため、子どもの権利が定められた児童の権利に関する条約や、現行法制の下で、子どもの福祉や教育等に関する様々な取組が行われている。

しかし、近年、核家族化や少子高齢化の進行などにより、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会においては子どもを温かく見守る力が次第に弱まり、家庭においても養育や教育をする力の低下が見られ、児童虐待が増加するなど、子どもが心身ともに健やかに育つ環境が失われつつある。このことが、更なる少子化の進行とそれに伴う経済の停滞や地域社会の活力の低下など、将来に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。それは、この京都においても同様である。

こうした状況において、子育て家庭の期待にこたえ、未来の京都を担う子どもの権利が尊重されるとともに、その最善の利益が考慮され、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体が連携し、及び協働して、子育てを社会全体で支えることが必要である。そのために、生命の尊厳はもとより、子育ての意義や子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性について、すべての府民が認識を深め、地域社会における人と人との絆を再生して、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てに伴う喜びを実感できる社会が実現されるよう子育て支援を推進していかなければならない。

このような認識の下に、子育て支援の推進に関する基本理念を定め、子育て支援に取り組む主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、子育て支援を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(基本理念)

第1条 子育て支援は、家庭が子どもの育つ基盤であり、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することができるよう、子育て支援に取り組む主体の連携及び協働により、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 子どもを安心して生み、育てることのできる環境を整備し、子育て家庭を支援すること。
- (2) 地域社会の様々な場において、自主的かつ自立的な子育て支援の取組が促進されること。
- (3) 社会全体で子育て支援に取り組む意識の向上が図られること。

(府の責務)

第2条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、学校等(学校、幼稚園、保育所その他の子どもの教育、保育、養護等を行うものをいう。以下同じ。)、子育て支援団体(子育て支援の取組を行う団体をいう。以下同じ。))及び事業者(以下「府民等」という。)並びに市町村その他の関係機関等(以下「市町村等」という。)と連携し、及び協働して取り組むものとする。

(保護者の責務)

第3条 父母その他の保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識し、子どもを心身ともに健やかに育てなければならない。

(府民の役割)

第4条 府民は、基本理念にのっとり、子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるとともに、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 府民は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第5条 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが集団での様々な活動を通じて、豊かな人間性とたくましく生きる力を備え成長することができるよう、子育て支援の積極的な取組に努めるとともに、府民、子育て支援団体及び事業者による子育て支援の取組に協力するよう努めるものとする。

2 学校等は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援団体の役割)

第6条 子育て支援団体は、基本理念にのっとり、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるとともに、その活動を通じて、府民及び事業者の子育て支援に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

2 子育て支援団体は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する従業員の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう必要な雇用環境の整備に努めるとともに、地域社会の一員として、子育て支援の取組を積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、府が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子育て支援基本計画)

第8条 知事は、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「子育て支援基本計画」という。)を定めるものとする。

2 子育て支援基本計画は、子育て支援に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。

3 知事は、子育て支援基本計画を定めるに当たっては、府民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

4 知事は、子育て支援基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、子育て支援基本計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、子育て支援基本計画に基づく子育て支援に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(推進体制の整備)

第9条 府は、府民等及び市町村等と連携し、及び協働して子育て支援を推進するための体制を整備するものとする。

第2章 子育て支援に関する施策

第1節 子育て家庭を支援する環境づくりのための施策

(相談体制の充実及び拠点の整備)

第10条 府は、市町村等と連携して子育てに関する相談に対応するため、相談体制の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、子育てにおいて家庭の果たす役割の重要性にかんがみ、家庭の問題に関し、総合的な支援を行うための拠点を整備するものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第11条 府は、安心して子どもを産み、育てることができる母子保健医療を推進する体制を整備するため、母子保健サービスの提供に係る体制並びに妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療等が提供される体制の充実その他の必要な施策を実施するものとする。

2 府は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報提供、相談その他の必要な施策を実施するものとする。

(児童虐待の防止等の推進)

第12条 府は、児童虐待の防止等に関する対策を推進するため、相談体制の充実、市町村等との連携の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 府は、子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療、教育、

保育等に係る費用の負担の軽減その他の必要な施策を実施するものとする。

第2節 子育て支援に取り組む地域づくりのための施策

(子育て支援のための仕組みの整備の推進)

第14条 府は、府民等による子育て支援の取組が自主的かつ自立的に行われる仕組みの整備を推進するため、子育て支援の取組を行う府民等の相互の交流及び連携の促進、子育て支援の取組を担う人材の育成、子育て支援団体の活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(安心・安全の確保)

第15条 府は、子どもが安心・安全に生活することができるよう、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための府民等の活動への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(子育て支援の場の充実)

第16条 府は、子育て支援の場を充実させるため、多様な需要に応じた保育サービスの提供に対する支援、子育て家庭が相互に交流する機会の提供、子どもと他の世代が交流する機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(子どもの健やかな成長の促進)

第17条 府は、子どもの健やかな成長を促進するための活動が府民等により活発に実施されるよう、食育の推進、自然や文化芸術に親しむことができる機会の確保、スポーツの振興その他の必要な施策を実施するものとする。

第3節 子育て支援に関する意識づくりのための施策

(教育及び啓発)

第18条 府は、生命の尊厳、子育ての意義並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家族の絆の重要性について府民の認識を深めるよう、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 府は、子育て支援に関する府民の関心と理解を深めるよう、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子育て支援に関する気運の醸成)

第19条 府は、子育て支援に関する気運を醸成するため、子育て支援に積極的に取り組む府民等の表彰制度の実施、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(事業者による雇用環境の整備の促進)

第20条 府は、事業者による子育て支援のための雇用環境の整備が促進されるよう、子育て支援に積極的に取り組む事業者の認証制度の実施、情報提供その他の必要な施策を実施するものとする。

第3章 雑則

(財政上の措置)

第21条 府は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。